

5/22 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（各小委員会）御意見への対応等

平成 27 年 6 月 22 日／人権・同和対策課

1 「同和問題」に関する御意見（第 1 小委員会）

委員：本人通知制度はなぜ「事前登録」を必要としているのか？登録などしなくとも第三者に交付したら単純に全員に送付できるようにしたらいいのでは？

回答：・総務省では、平成 18 年～19 年にかけて、「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会」を開催され、その中で交付請求書の開示について検討されたが、「将来の課題」と位置づけられ、平成 19 年の住民基本台帳法改正には盛り込まれなかつた。
・また、同検討委員会報告書によると、「市町村の事務負担上の対応可能性の課題が指摘されているところである。」とある。
・法務省の平成 19 年の戸籍法改正の「本人確認」の議論の際に、交付請求書の開示のことも検討されていたが、戸籍法改正には盛り込まれなかつた。
・(ただし、両省とも、一部市町村から「本人通知」制度を法的に位置づけてほしいとの声は受けており、市町村判断で「本人通知」制度を行うことは妨げないとの考え。
(H24. 2. 17 県から国担当者への電話聞き取り))
・事前登録型本人通知制度は大阪府が制度を検討され、府内の市町村に提案し、平成 21 年に大阪狭山市をはじめとして導入されたもの。事前登録型とした背景については、「希望していない人にも通知するはどうか」などの理由があつた、とのこと。

2 「個人のプライバシー保護」に関する御意見（第 1 小委員会）

委員：(本人通知制度に関連して)「自己情報コントロール権」についての県の方針や立場は？

回答：・個人情報保護条例 第 1 条のとおり、「県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし」ている。(自己に関する情報の流れを自らコントロールする)
・平成 20 年の戸籍法等の改正後も、職務上請求書の偽造等による戸籍や住民票の写しの不正取得が発生していることから、県は国に、第三者へ交付した場合の本人通知制度の法制化など人権侵害を防ぐための有効な措置を講ずるよう、関係法律を改正し、本人通知制度を法制化するよう、要望することとしている。

3 「非正規雇用等による生活困難者の人権問題」に関する御意見（第 1 小委員会）

委員：事務局が提案した「非正規雇用等による生活困難者の人権問題」との項目名について「非正規雇用等による」を削除するかどうかについて、そもそも今の名称になった経緯や背景の説明がないと、委員として項目名を変更するかどうか意見の出しようがない。

回答：当時の厳しい経済情勢の中、非正規雇用者等の解雇、離職等による生活困難者が増え、社会問題となつた。働く権利の保障（日本国憲法第 27 条）の観点で、個別の人権分野として位置付け「非正規雇用等による生活困難者の人権問題」とした。

4 全体をとおしての御意見（第 2 小委員会）

委員：私たち委員は各分野に精通しているわけではない。県で実施している施策なり情報があれば提供頂きたい。

対応：資料 2 「鳥取県人権施策基本方針 第 2 次改訂 具合的施策の実施状況（平成 24～26 年度）

5 「男女共同参画に関する人権」に関する御意見（第 2 小委員会）

委員：男女共同参画推進課で実施されたアンケート結果がほしい。

対応：第2小委員会委員の皆様に以下アンケート結果を送付（いずれも男女共同参画推進課作成）

- ・「女性活躍加速化アンケート」報告書（平成27年2月）

- ・平成26年度鳥取県男女共同参画意識調査 調査結果報告書（平成27年3月）

6 「外国人の人権」に関する御意見（第2小委員会）

委員：・県内在住の外国人の人口は最新のデータを用いてること。

- ・韓国・朝鮮籍の人が減少していることが現状・課題に書いてあるが、文言ではなく、分析した方が良い。社会的権利を取得するため婚姻によって日本籍を取得する人が自分の周囲には多い。

対応：減少傾向について分析中。

7 「外国人の人権」に関する御意見（第2小委員会）

委員：国際交流財団が実施した多文化共生事業の目標と達成状況。データを基にした施策への反映状況が知りたい。

対応：多文化共生についての各種事業の目標の数値化について分析中。

8 「障がいのある人の人権」に関する御意見（第3小委員会）

委員：子どもの人権では、子どもの人権条約のことが書かれているが、障害者権利条約を批准したわりには、現状と課題のところに障害者権利条約が明確になっていない。条約の批准というものがどういう意味があるのか、県政にどう影響があるかをトータルでそろえていく必要がある。

- ・権利主体として障がいのある方々を捉えていく、権利条約の教育・啓発、このあたりがかけている。単なる方向だけの問題だけではなく、権利条約の主旨に基づいて、障がいのある方々が権利行使をしていくことが当たり前に認められないといけないが、権利の擁護を受ける側になっている。受け身の存在。条約の精神と違うことになる。このあたり徹底的な検証が必要。

対応：資料6「3 障がいのある人の人権 現状と課題」に障害者権利条約批准について記入

9 「子どもの人権」（インターネットにおける人権とも関わる）に関する御意見（第4小委員会）

委員：現状をデータで示すことが必要。データに基づいて課題を抜き出す。この5年間を出す必要がある。リテラシー教育の推進等の数値化が必要。

対応：資料1「平成24年度小・中・高校生のケーター・インターネット等の利用に係る実態調査結果について」（社会教育課）

10 「子どもの人権」に関する御意見（第4小委員会）

委員：いじめの調査結果の提示

対応：資料1「平成26年度いじめの状況について」（いじめ不登校総合対策センター）

委員：個別課題の動きの中でユニセフからの勧告が抜けている。

対応：資料6「4 子どもの人権「現状と課題」」に国連・子どもの権利委員会勧告を追加

参考

「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会」(H18年9月：総務省発足)

総務省HPより

○趣旨

- ・住民基本台帳は、昭和42年の住民基本台帳法制定時から、原則公開。何人でも住民票の写しを交付請求できる。
- ・その後、個人情報保護の観点から、昭和60年の改正により、不当な目的によることが明らかなときには、住民票の写しの交付の請求を拒否することとする等の制度的整備が行われた。
- ・住民票の写しの交付制度は、現在、本人・同一世帯に属する者の請求、行政機関等の職務上の請求等に幅広く利用されているところ
- ・一方で、社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の変化などから、さらに厳格な運用の確保や制度の見直しの早急な検討が求められているところ
- ・総務省では、このような状況を踏まえ、住民票の写しの交付制度等のあり方について検討を行うこととした

【住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会報告書平成19年2月】抜粋

① 交付請求書の開示については、各市町村の個人情報保護条例等で対応しているところであるが、法制審議会戸籍法部会における議論(※)と同様に、住民票の写し等の交付請求書についてのみ個人情報保護及び情報公開に関する法制の例外規律を設けることに関しては、様々な意見が存在するところであり、現時点では、住民基本台帳法上に特段の規定を設けるべきと結論づけることは困難であると考えられる。

ただし、今日の情報通信技術等の発展とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりを踏まえると、交付請求書の開示については、自らの情報がどのように取り扱われたかを知り得るという観点から重要な論点である。今後とも、交付請求書の開示制度を将来の課題と認識して、個人情報保護及び情報公開に関する法制や戸籍法等の状況、第三者に交付された住民票の写し等の利用状況等について、動向を注視していくべきである。

(※※) 「交付請求書の開示」をさらに進めて、本人以外の者に住民票の写し等を交付した場合にその旨を被請求者(交付された住民票の写し等に記載されている者)に通知する制度を設けるべきとの意見がある。これについても、上記の交付請求書の開示と同様に、様々な意見が存在するところであり、また、市町村の事務負担上の対応可能性の課題が指摘されているところである。

鳥取県個人情報保護条例(平成11年3月12日 鳥取県条例第3号)

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

第 13 節 非正規雇用等による生活困難者の人権問題（第 1 小委員会）

【小委員会の協議概要】

- 労働問題全体を網羅するのは難しいことから、この節においては働く権利の保障という人権問題として取り扱っていることが分かるように整理すべき
- 就労支援と生活保護の両者を含めた生活支援として取組方針をまとめるべき

【改訂要旨】

導入部：世界人権宣言第 23 条や日本国憲法第 25 条で全ての人が人間らしい最低限の生活を営む権利が、また日本国憲法第 27 条で勤労の権利が保障されていることから、人権尊重の観点から、この節では生活困難に直面している人への生活保障及び自立支援等を取り上げる。

1 現状と課題

| | |
|----|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省や OECD が公表した相対的貧困率では、日本における貧困層が拡大していることを表しており、原因としては、「高齢化」、「単身世帯の増加」、そして「賃金格差」が考えられる。 ○賃金格差の要因には、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態（非正規雇用）が増加したことなどが挙げられ、昨今では、その厳しい経済情勢により、派遣労働者の解雇、雇止め等非正規労働者の離職、ワーキングプアに苦しむ人が急増 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○雇用の維持・安定等を図って再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていくことが必要 |

(1) 生活保護受給者

| | |
|----|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者、被生活保護世帯いずれも、近年は増加傾向にあり、雇用情勢の悪化が関係していると考えられる。 ○本県でも、失業や就職できないとの理由から申請件数が増加 ○現下の雇用情勢では、生活保護からの自立が一層困難になってきているのが実情 |
|----|--|

(2) ホームレス

| | |
|----|--|
| 現状 | <ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスは減少傾向にある一方で、平均年齢の上昇、就労意欲の低下傾向が見られ、ホームレスの自立が困難な状況になりつつあると考えられる。 ○ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生 ○本県におけるホームレス数も、全国と同様に減少傾向 |
|----|--|

2 取組方針

(1) 生活困難者への就労支援

経済的な生活困難に直面した人については、早期就労に結びつくよう就業支援員による相談対応、職場体験講習、職業訓練斡旋等により支援

(2) 生活困窮者への自立支援

- 生活保護受給者等の自立支援
 - ・セーフティネットとしての生活保護制度による最低限の生活保障
 - ・有する能力を把握し、自立阻害要因に応じて支援（特に就労に向けた重点的な自立支援）
- ホームレス対策
 - ・ホームレスに対する偏見の解消のための法務省と協調した啓発
 - ・県内の実態把握及び関係分野の既存事業・制度を最大限に活用した自立生活の支援

平成24年度小・中・高校生のケータイ・インターネット等の利用に係る実態調査 結果について

平成25年5月8日(水)
家庭・地域教育課

1 目的

スマートフォンなど新しい情報機器の普及やコミュニティサイトの急速な利用拡大等により、子どもたちの情報モラルやマナー、基本的生活習慣の乱れが憂慮されていることから、ケータイ・インターネットに係る子どもたちの実態調査を行い、その結果を児童生徒、保護者及び学校等への啓発につなげていく。

2 実施方法

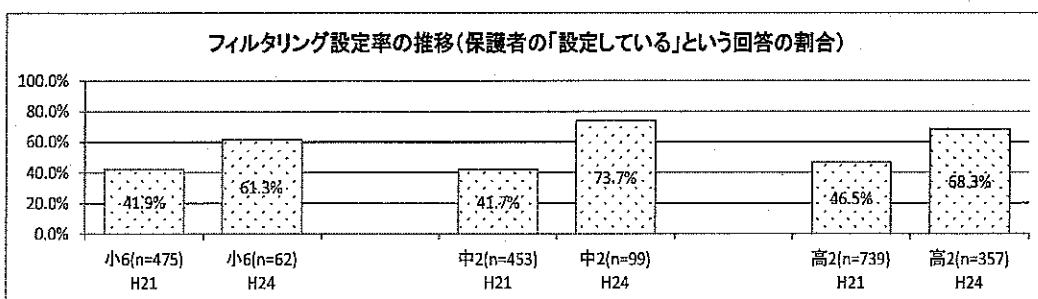
- (1) 実施時期：平成24年10月22日から11月9日
(2) 対象：県内小学校6年、中学校2年、高等学校2年生及び保護者

| 学校 | 学校数 | 児童・生徒 | | 保護者 | |
|------|-----|-------|-----|-----|-----|
| | | 回収数 | 抽出数 | 回収数 | 抽出数 |
| 小学校 | 22 | 835 | 504 | 767 | 504 |
| 中学校 | 19 | 947 | 500 | 774 | 500 |
| 高等学校 | 14 | 465 | 465 | 370 | 370 |

※抽出数…
小・中学校の調査については、全体の回収数から、市町村毎の児童・生徒の人数比に応じてデータ抽出して分析

3 概要

- ①ケータイ（スマホ）の所持率は前回調査（平成21年度）に比べ上がっている。
(小6:10.5% → 16.9%、中2:17.7% → 26.6%、高2:95.1% → 96.3%)
また、低学年からの所持も増えており、低学年の保護者への啓発が必要である。
- ②スマートフォンが約3割を占め、今後ますます普及していくことが考えられ、スマートフォンの特徴を啓発内容に盛り込む必要がある。
- ③ケータイ（スマホ）のフィルタリングの設定率が大きく上昇した。

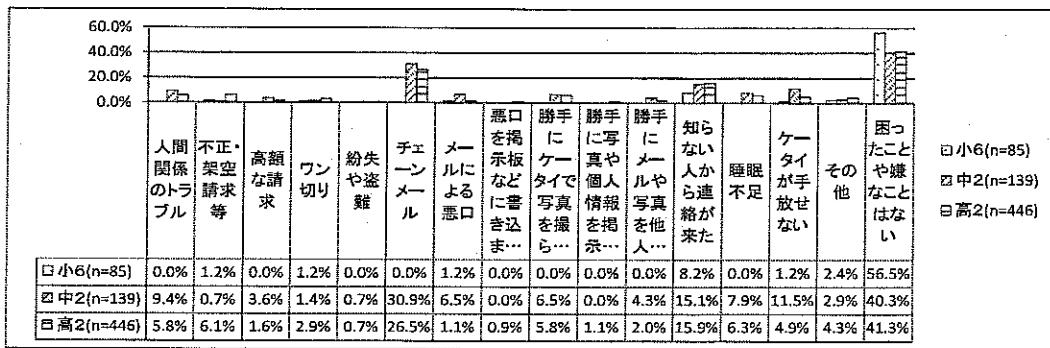


<フィルタリングの設定について>

- 保護者のフィルタリングを「設定している」という回答は、小6で61.3%、中2で73.7%、高2で68.3%であり、前回調査よりも大きく上昇している。
- フィルタリングが不要な「ネット接続のできない機種」を与えていた場合と合わせると、小6で88.7%、中2で84.8%、高2で69.7%であり、小6・中2では8割以上、高2で約7割の保護者が子どもたちを有害情報から守る措置をとっている。
- フィルタリングの設定率は大幅に伸びているが、フィルタリングは子どもを守る有効な手段の一つであるが万能ではないので、インターネットの正しい使い方について今後も啓発していく必要がある。

- ④ケータイ等の利用に多くの時間を費やしている生徒が多く、特に中学生の増加が顕著である。
(「1日にメールを30通以上送受信する」中2:15.0% → 28.0%、「1日に2時間以上サイト利用をする」中2:4.7% → 15.1%)
- ⑤家庭でのルールづくりについても十分とはいはず、継続的な保護者啓発が必要である。
(「特に定めていない」割合=小6で3割、中2で4割、高2で5割強)
- ⑥ゲーム機や音楽プレーヤーでのサイト利用も見られ、様々な端末からのインターネット接続を視野に入れた啓発が必要である。

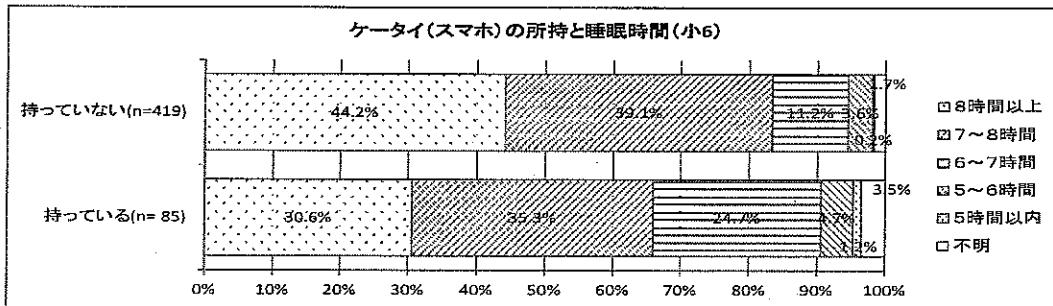
⑦中2、高2の6割、小6の4割が、ケータイ（スマホ）で何らかのトラブルを経験している。



<ケータイ（スマホ）利用によるトラブル経験>

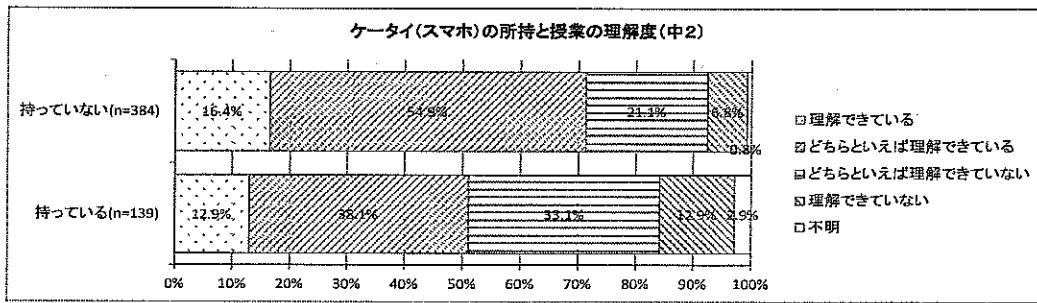
- ・ケータイ（スマホ）でのトラブル経験では、「チーンメール」が最も多く、「知らない人から連絡が来た」「ケータイ（スマホ）が手放せない」「人間関係のトラブル」と続く。
- ・「困ったことや嫌なことはない」の回答を除くと、4割から6割の児童生徒は、何らかのトラブルを体験していることになる。

⑧ケータイ（スマホ）の所持と子どもたちの生活習慣や学習習慣との関係として、特に「睡眠時間」や「授業の理解」に大きな関係が見られる。



<睡眠時間との関係>

- ・小6において、ケータイ（スマホ）を所持していない生徒は「7時間以上」の睡眠をとっている児童が83.3%であるのに対して、ケータイ（スマホ）を所持している児童の場合では65.9%で、大きな差が現れている。



<授業の理解との関係>

- ・中2において、授業が「理解できている」「どちらかというと理解できている」と回答した生徒は、ケータイ（スマホ）を所持していない生徒で71.3%であるのに対して、ケータイ（スマホ）を持っている生徒では51.0%であり、授業の理解度に大きな差が見られる。

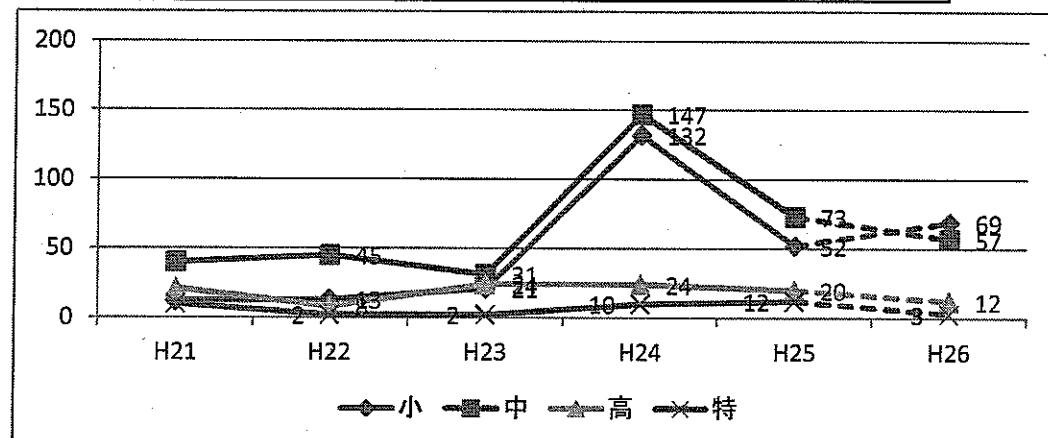
4 今後の活用

- ・県内の小・中・高・特別支援学校及び県警等関係機関に周知し、児童生徒への指導等に役立てていく。
- ・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会が実施する啓発活動に反映させる。
- ・県教育委員会が行う保護者や地域住民向けの啓発活動に生かす。

平成26年度いじめの状況について

| いじめ | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------|---------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 鳥取県 (国公私立) | 小 | 12 | 13 | 21 | 132 | 52 |
| | 中 | 40 | 45 | 31 | 147 | 73 |
| | 高 | 21 | 8 | 24 | 24 | 12 |
| | 特 | 10 | 2 | 2 | 10 | 3 |
| | 計 | 83 | 68 | 78 | 313 | 157 |
| | 認知件数/千人 | 1.2 | 1.0 | 1.2 | 4.8 | 2.4 |
| 全国 (国公私立) | 小 | 34,776 | 36,909 | 33,124 | 117,384 | 118,748 |
| | 中 | 32,111 | 33,323 | 30,749 | 63,634 | 55,248 |
| | 高 | 5,642 | 7,018 | 6,020 | 16,274 | 11,039 |
| | 特 | 259 | 380 | 338 | 817 | 768 |
| | 計 | 72,788 | 77,630 | 70,231 | 198,109 | 185,803 |
| | 認知件数/千人 | 5.1 | 5.5 | 5.0 | 14.3 | 13.4 |

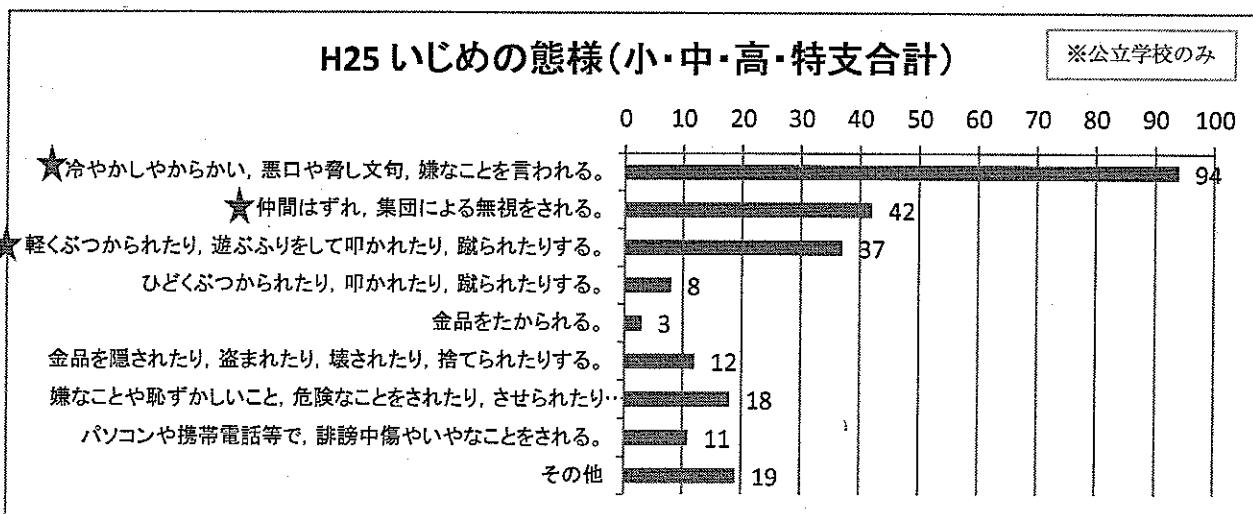
※H26は公立のみの速報値



平成24年度にいじめの認知件数が大きく増加した。全国も同じ傾向である。大津の事件が大きな社会問題となり、また国による「いじめ問題に関する緊急調査」が行われるなど、教員、保護者とともに子どもの思いをより積極的にキャッチして、早めに対応しようとする姿勢が強まったことが原因と考えられる。

平成25年度には県内の小・中学校でのいじめの認知件数が減少した。その理由として、いじめ防止対策推進法成立を受け、各学校で未然防止を含めたいじめ問題に対する取組が今まで以上に行われるようになったことや各学校が早期に問題やトラブルをキャッチし適切に対応を行った結果、いじめに至らず解決したことなどが考えられる。

平成26年度県内小・中学校でのいじめの認知件数は25年度と同程度。学校で未然防止を含めたいじめ問題に対する取組を継続しながら対応を行った結果、前年度と同程度のいじめ認知件数であったと考えられる。



いじめの態様の中では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多くなっている。

★心理系、悪ふざけ的ないじめが全体の7割以上を占めている。日常生活の中でのささいなトラブルや人間関係の変化に伴い、いじめへ発展したことが考えられる。

